

臨時又は非常勤の職員の給与、勤務時間、休日及び休暇の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 馬場 勝也

奈良県人事委員会規則第三十五号

臨時又は非常勤の職員の給与、勤務時間、休日及び休暇の基準に関する規則の一部を改正する規則

臨時又は非常勤の職員の給与、勤務時間、休日及び休暇の基準に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 臨時又は非常勤職員の休憩時間及び前項の規定に基づく勤務時間以外の時間における勤務については、勤務時間条例第七条及び第九条から第九条の三までの規定を準用する。

第五条中「及び第十四条」を「から第十五条の二まで」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。